

平成 29 年 5 月 10 日理事会承認

平成 29 年 5 月 30 日通常総会承認

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)
行動規範

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(以下、協会という)は、役員、委員および事務局役職員が事業の遂行に当たって基本的使命や社会的責任を十分認識し、日常活動における行動や判断がこれらの使命や責任に即したものであるかを容易に判断し得るよう、以下の行動規範を定めるものとする。

(善管注意義務)

第1条 事業に関わる法令、定款、その他規程類を遵守し、堅実な業務の執行に努める。

2 不正な利益の供与、申し出、約束並びに社会通念を逸脱する接待は行わず、受けない。

(活動倫理)

第2条 社会倫理に即し、協会の名誉や信用を損なわないよう行動する。

2 協会の運営に関する事項について許可なく外部に情報を持ち出さない。

3 役員、委員および事務局役職員としての立場と個人の立場を区別し、私的な問題を持ち込まない。

(事業活動)

第3条 社会から疑惑や不信を招くことがないよう、関係法令を遵守し、透明性の高い、公正な事業活動を行う。

2 協会の活動について、社会に正しく理解してもらえるよう、適切な情報開示に努める。

3 社会の利益に貢献することができるよう、会員の事業活動を支援・助長するための事業の実施に努める。

(経理)

第4条 法令並びに要綱・要領その他の指導に基づき適法に財務諸表を作成し、適正な経理処理、税務申告等を行う。

(情報管理)

第5条 事業活動のなかで知り得た情報については、厳重に管理し、第三者へ漏洩したり、活動以外の目的には使用しない。

2 個人情報および秘密情報の保護に努める。

(是正措置)

第6条 本行動規範に反する事態が発生したときは、速やかに、原因究明及び再発防止に努める。

2 法令違反が生じた場合には、速やかに行政庁に報告するとともに、行政庁の実施する調査等には積極的に協力する。

3 前項の場合にあつては、社会への迅速かつ的確な説明責任を遂行し、自らを含め厳正な処分を行う。

以上